

令和 2 年 4 月 8 日

保護者 各位

太子町生活福祉部社会福祉課長

緊急事態宣言を受けての保育所等の対応について

平素より本町の教育・保育行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス等特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言が発令されたことは、保護者の皆様もご承知のことと存じ上げます。

しかしながら、保育所等（幼保連携型、保育所型認定こども園を含む。）につきましては、原則として、保育サービス等の事業を継続するよう国や県から要請されており、本町といたしましても各施設に対し、そのようお願いしております。

つきましては、緊急事態宣言発令に伴い、取扱いを下記のとおりといたしますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 感染症防止対策を厳重に徹底した上で、町内の認可保育所・認可認定こども園の開園を継続します。
2. 保護者の皆様には、家庭での対応が可能な場合に、できる限り施設の利用の自粛をお願いいたします。  
なお、感染防止等のため、利用を自粛された場合には、利用者負担額を日割りで計算し、精算いたします。自粛される場合には、その旨利用施設に申し出てください。
3. 利用を自粛された場合であっても、各施設においては、電話での育児・健康相談等を実施し、在宅での保育の支援を行います。